

鳥栖高校 校則

高等学校教育の目的、鳥栖高校の学校教育目標を受け、次の校則を定めるものとする。

1 服装について

(制服)

- ・制服については本校指定のものとする。本校指定のボタン・校章・学年章をつける。令和5年度入学生からはボタン・胸章をつける。

(靴・靴下)

- ・運動靴で華美でないもの、または黒のローファーとする。
- ・靴下については白・黒・紺色無地のワンポイントまでとし踝が隠れるものとする。

(バッグ)

- ・本校指定のものとする。

(防寒着)

- ・コートは本校指定のものとする。類似品については許可制とする

2 頭髪等について

- ・清楚な髪型とし、特異な髪型は禁止とする。

3 生活について

- ・校内に不必要なものや必要以外の金銭を持ち込まない。
- ・登下校は制服着用とし、登校後放課後までは許可無く校外に出てはならない。
- ・スマートフォンの学校敷地内での使用を禁止する。学校に持ち込む場合は登校後、電源を切って自分のバッグに入れる。
- ・SNS等への不要な書き込みや誹謗中傷はしない。また、学校名・氏名・部活動名・その他、個人や団体名を特定する事項は載せない。
- ・校外で起こった事故は関係機関に連絡し学校にも連絡する。

4 自転車通学について

- ・申請をした者のみ自転車通学を許可する。その際は本校指定のステッカーを貼り防犯登録をして校内の所定の場所に駐輪する。
- ・スポーツバイク等での通学は禁止とする。

5 運転免許取得について

- ・車両運転免許の取得は原則禁止とする。自動車免許に関しては3年生の進路内定者で申請書を提出した者に限り、2月の最終授業日以降の自動車学校通学を許可する。但し、卒業検定(学科試験)については卒業式以降とする。

6 アルバイトについて

- ・アルバイトは原則禁止とする。

7 懲戒及び特別指導について

- ・性行不良、その他教育上必要があると認めるときは、懲戒及び特別指導を行う。

付記 上記校則について見直しの必要性が生じた場合には、生徒と教職員で協議し、保護者・地域の方の意見を参考にして見直しをすすめる。

- ・令和3年4月1日 改訂・施行
- ・令和4年4月1日 改訂・施行
- ・令和5年4月1日 改訂・施行